明治二十七年四月二十七日　第三千九百五十三號　（定價金二錢五厘）

（本號八頁）　（明治廿七年四月三日第三種郵便物認可）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報の五月附錄

時事新報社は我邦西洋畫學の進歩を世人に紹介し且は其道の奬勵に供せんが爲め東京府下に於て此道に名ある大家十二名を撰び各家の所長に從て十二箇月を割當て其月に因ある揮毫を請ひ之を極美極麗の彩色石版に印刷し毎月初旬新報の附錄として購讀者に配布する事とし本年四月を以て始め來年三月に至て終るの趣向にて其第一回は本月五日を以て發行し世人の大喝采を博したり其第二回の發行は愈々

來る五月九日

と決定し今度は畫家

松岡壽氏の　挿秧

にして田家の婦女挿秧に忙しく一少女時に首を廻して遙かに望む所あるの狀、寫し得て眞に迫る此畫に對すれば身は忽ち田間に入りて耳に秧歌の聲細々たる響あるべし

當日の時事新報は臨時の購讀者より五錢（東京市外は此外に郵税一錢）を申受くべし又當日は臨時に紙數を增刊するを以て印刷上の都合あり廣告の申込は來る五月七日を期限とす

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貫を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字四字詰	一日限	一月以上六日迄	七日以上
一行　〃　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る非實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき警に付豫め廣告依賴者精弱に公告す

本社（寄稿に付東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

明治廿七年四月廿七日　金曜日
（西暦一千八百九十四年）　二百四十八日
年始より年末まで

時事新報

感情を一掃す可し

明治十七年京城の變亂以來、我對朝鮮の政略一變して隨て彼我の關係、舊時の如くならず兩國の交際は只表面の儀式上のみにして隣交唇齒の情なく彼人民の我國を視るみと啻に冷淡のみか寧ろ仇の如しと云ふも過言に非ず一大英斷を施して其感情を一掃するに非ざれば其數を減ずるの有樣なりと云ふ單に京城のみならず其他の開港場とても大同小異にして貿易の不味を告げざるはなし例の防穀事件の如き即ち彼國人が日本人に對し殊更らに商賣を妨げんとするの手段にして假令ひ政府の談判の爲めに一時の落着を告るも其感情にして舊に復せざる限り同樣の紛紜は遂に止むの期なかる可しと雖も日本人が殊更らに其忠臣を苦しむるものとして敵愾の情を引起すみと必要なる可し到底、理を以て論ず可らざるは勿論、其衝突の源は感情にして然かも衝突に衝突を重ねて最早や解く可らざるの極點に達したるみとなれば今日と爲りては只、力を以て其感情を一掃せしむるの外に手段ある可らず我輩の敢て決斷を希望する所以なり若しも然らず之を等閑に附して顧みざるときは双方の感情ます〳〵結ばれてます〳〵妙ならず遂に或は不慮の事端を生じて交際を破るが如き奇變も圖る可らずと云ふ其次第は若しも朝鮮の政府が彼洪鐘宇の如き兇漢を賞するに重官を以てするが如きときもあらんか其擧動は恰も謀殺を敢嗾すると同樣にして彼國の壯士輩たるものは此擧動を見ていかでか奮激せざるを得ん事成りて國に歸るときは重賞を得べし成らざるも亦以て忠臣の名を博するに足る可しとて續々日本に渡來して謀る所あるは勿論、其輩の如きは平生より我國に對して不快の感情を懷く者共なれば更に一轉して如何なる事を演ずるやも知る可らず我國の治安の爲めにも容易ならざる次第なれども此際政府にいま一斷の勇なくして豫め事を未然に防ぐの處置に乏しく優柔不斷、以て彼等の感情を恣にせしむるの成行もあらんか日本人民も決して無感情の人民に非ず殊に血氣の壯年輩は感情一偏に制せらるゝの常にしていよ〳〵堪へ難き場合に至るときは如何なる手段に出づるやも知る可らず前年の大坂國事犯の事件の如き十七年の變亂後、我對韓政略の變化に不滿を懷きたるの結果にして前鑑遠きに非ずされども決す可きに決するを能はずして一日の安きに安んじ俗に云ふ臭い物に蓋をするは一見或は巧なるに似たれども何かの機に際して大に其臭氣を發するみともあらんには兩國の不幸なれより大なるはなかる可し左れば我輩の實望は事の未だ大ならざるに先んじて手輕に之を治せんと欲するのみ靡物に刀を施すは一時の痛みなれども其痛みを忍び坐して膿壞の大事を待つは良醫の爲ざる所なり今日の場合に至りては一刀切解して兩國年來の感情を除き以て他日の禍根を斷んみと國醫たる當局者の爲めに勸告する所なり

雜報

○板垣總理の演說（昨日の續き）

我々は彼の總撰擧の際にれきましても我々の聲の屆く限り本部の力の及ぶ限り我黨は正義を以て爭へといふ事を申したのでございまする私は就中彼の金錢を以て爭ふ事を喧しく申したのでございまして私は出先きに於て既に其非行を視ました故に直に除黨致したみとも り相寄て此一室に會せられた場合でございますから諸君が出し合ひ話を爲され貴樣の地方はドウでおつた某地方はドウでおつたといふ出し合ひ話を爲された事ならば渠等の虛構揑造と云ふ事は明かに分るでございませふッして見れば最早や正邪曲直は則ち渠等新聞が何よりの證據でございまして曲、彼に在りと信じます（拍手喝采）斯くの如き卑劣な者は我々が相携ふる事の出來ぬといふみとは明かな譯でございまする我々は曩に專制政府の下に立つては法を枉げ罪を逃ひられた事もありましたが又殺された者もある位な事でございまするが併ながら彼の卑劣手段を以て議壇中傷我我を陷れんと圖る者とは乃ち甲は男子の惡、乙は女の惡でありまして實に其惡むべきみとは寧ろ乙は甲に優るとも劣るみとはなひと私は思ふのでございます（拍手大喝采）然らば我黨は今日の境遇に在りましてはモウ他を顧みるの必要はないと思ふのでございますドウぞ所動的の事を爲さずして自動的の事を爲し獨立獨行して疑はざるが我黨の必要であると思ふのでございます（拍手大喝采）立憲責任內閣を鞏固にしやうと思ふに一黨派に於て多數を得んければならぬのでなくいまする我黨が議會に多數を得ると云ふみとも最早遠きみとでないと思ふのでございます我々が明治十三年に於て國會期成同盟會を建て〳〵此國會の開くるを竢ちし時に比較して見ますれば滅に易々たる事であると云はんければならぬのでございまする忍耐力なく徒に前途を急ぐと云ふは實に臆力なき者の事でございまする私の御若い御方はモウ一層大膽に度胸を極めて貰いたいと思ふのでございます（拍手喝采）

此に又大に我黨の如き兇漢を賞するに重官を以てするが如きともあらんか其擧動は恰も謀殺を敢嗾すると同樣にして彼國の壯士輩たるものは此擧動を見ていかでか奮激せざるを得ん事成りて國に歸るときは重賞を得べし成らざるも亦以て忠臣の名を博するに足る可しとて續々日本に渡來して謀る所あるは勿論、其輩の如きは平生より我國に對して不快の感情を懷く者共なれば更に一轉して如何なる事を演ずるやも知る可らず我國の治安の爲めにも容易ならざる次第なれども此際政府にいま一斷の勇なくして豫め事を未然に防ぐの處置に乏しく優柔不斷、以て彼等の感情を恣にせしむるの成行もあらんか日本人民も決して無感情の人民に非ず殊に血氣の壯年輩は感情一偏に制せらるゝの常にしていよ〳〵堪へ難き場合に至るときは如何なる手段に出づるやも知る可らず前年の大坂國事犯の事件の如き十七年の變亂後、我對韓政略の變化に不滿を懷きたるの結果にして前鑑遠きに非ずされども決す可きに決するを能はずして一日の安きに安んじ俗に云ふ臭い物に蓋をするは一見或は巧なるに似たれども何かの機に際して大に其臭氣を發するみともあらんには兩國の不幸なれより大なるはなかる可し左れば我輩の實望は事の未だ大ならざるに先んじて手輕に之を治せんと欲するのみ靡物に刀を施すは一時の痛みなれども其痛みを忍び坐して膿壞の大事を待つは良醫の爲ざる所なり今日の場合に至りては一刀切解して兩國年來の感情を除き以て他日の禍根を斷んみと國醫たる當局者の爲めに勸告する所なり

○大日本音樂倶樂部

組織せる大日本音樂倶樂部は麻布區三聯隊前町二丁目二十九番地に本部を置き目下の教師を聘置し部員の修學月一回台覽會を